

議案第76号

目黒区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月21日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立学校設置条例の一部を改正する条例

目黒区立学校設置条例（昭和39年3月目黒区条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の2中

同	第七中学校	同	碑文谷一丁目1番33号	を
同	第八中学校	同	碑文谷四丁目19番25号	
同	第九中学校	同	洗足一丁目29番26号	
同	第十中学校	同	八雲五丁目2番1号	
同	第十一中学校	同	緑が丘一丁目8番1号	

同	第十中学校	同	八雲五丁目2番1号	に、
---	-------	---	-----------	----

同	大鳥中学校	同	下目黒三丁目23番18号	を
---	-------	---	--------------	---

同	大鳥中学校	同	下目黒三丁目23番18号	に改
同	目黒南中学校	同	碑文谷一丁目1番33号	
同	目黒西中学校	同	碑文谷四丁目19番25号	

める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 第七中学校及び第九中学校を統合し、新たに目黒南中学校を設置するとともに、第八中学校及び第十一中学校を統合し、新たに目黒西中学校を設置するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。